

かわいデイナーズリー保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 光翠会
所 在 地	さいたま市岩槻区平林寺４８７
電 話 番 号	０４８－７５７－２７７７
代 表 者 氏 名	理事長 金子 正年

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	「昭和３８年法律第１３３号」の理念に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう育成されることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成されるよう支援することを目的として社会福祉事業を行う
運 営 方 針	子どもを保護し思いやりを持った子どもを育成する。自然と触れ合い、心身共に豊かに成長させて、元気活発であると共に、感謝の気持ちを持てる子どもに育て保育園生活が家庭の延長として、心休まる場所であるように、ご家庭と相談しながらひとりひとりのお子さんのケアに努め、学習面・生活面に積極的行動がとれる子どもに成長させていく。

3 提供する保育の内容

名 称	かわいデイナーズリー保育園
所 在 地	さいたま市岩槻区平林寺４８７
電 話 番 号	０４８－７５７－２７７７
認 可 年 月 日	平成１６年４月８日
施 設 長 氏 名	金子 みどり
職 員 数	２３名
取扱う保育事業の種類	月極保育、一時保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施設長	1 人	施設の業務を統括する
副園長	1 人	施設長を補佐し、利用者の生活・処遇の企画・実施
主任保育士	1 人	施設長を補佐し、利用者の生活・処遇の企画・実施
副主任保育士	3 人	施設長を補佐し、利用者の生活・処遇の企画・実施
保育士	17 人	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う
栄養士	1～2 人	園児の発達段階に応じ、0 歳児の離乳食、1～2 歳児の幼児食及び3 歳児以上の幼児食に係る献立を作成する
調理員	2 人	栄養士の指示の基、保健衛生に気をつけ調理する
事務長	1 人	保育園の庶務及び会計事務を統括する
事務員	1 人	事務長の指示の基、庶務及び会計事務に従事する
センター職員	2 人	保育園併設型支援センターを運営・統括する

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日 (開所時間)		月曜日から土曜日まで (7時00分～18時00分)
開所時間	標準保育	7時00分から18時00分まで
		延長保育は18時00分から19時00分まで(月～金)
	短時間保育	8時30分から16時30分まで
		延長保育7時00分～8時30分・16時30分～19時00分 (月～金)
休所日	長時間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
	短時間	

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由 ・ 金 額
保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
延 長 保 育 料	保育認定(標準)子どもの延長保育に係る利用者負担 1日・300円 1月・3,000円 保育認定(標準)子どもの延長保育に係る利用者負担 7:00am～8:30am・300円 4:30pm～6:00pm・300円 6:00pm～7:00pm・300円

利用者負担 (実 費 徴 収)	完全給食（３歳以上児） 7, 5 0 0 円 オムツ処理代（１・２歳児） 1 ヶ月 1 5 0 円 ふとん乾燥代 1 回 5 0 0 円 子ども保険代年間 6 0 0 円 体操靴代 3, 4 5 0 円 体操着（上着） 2, 7 5 0 円（110・120） 体操着（上着） 2, 9 7 0 円（130・140・150） 体操着（ズボン） 2, 0 9 0 円（110・120・130） 体操着（ズボン） 2, 2 0 0 円（140・150） セコムカード代 1, 5 0 0 円 リックサック代 4, 4 0 0 円 ＊下記は、希望者のみ ・防災頭巾 3, 4 1 0 円 ・防災頭巾カバー 1, 4 3 0 円 ・メロデオン 6, 6 9 0 円
上 乗 せ 徴 収	なし

＊保育園は実費徴収の支払いを受けた場合は、領収書を交付する

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
定 員	8 人	2 2 人	2 2 人	2 2 人	2 3 人	2 3 人	1 2 0 人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠席する場合	当日 1 0 時までに連絡して下さい
送迎が遅れ早まる場合	早めに連絡して下さい
投薬（塗り薬）について	直接又は連絡帳にわかりやすく記入して下さい
嘱託医について	内科・歯科検診の嘱託医がそれぞれいます
利用の継続について	継続に関しては毎年 1 月に園にて行います

＊（利用の開始に関する事項）

保育園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

＊（利用の終了に関する事項）

保育園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変更) 届 出 書	岩槻区岩槻消防署 平成26年3月7日届出 防災管理者 氏名 金子 みどり
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した非難訓練(月1回)を実施又消防署立会いの訓練を(年1回)実施します
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ探知機・非常警報装置 非常用電源・誘導灯・消化器具・避難器具・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避 難 訓 練	第1避難場所・・・さいたま市立河合小学校 第2避難場所・・・平林寺グランド

11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通報します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年児童虐待等の研修に職員派遣、受講させ又内科検診時に委託医の協力を

お願いします。

1 2 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
年間行事計画	新年度当初に年間行事計画書を作成して、行事関係日を早目にお知らせしてお仕事を工面して頂き、行事に参加してもらう。
主な一日のスケジュール	1 日のおおむねスケジュール（別紙）
食事の提供	月齢に合わせた食事の提供及び完全給食 月の献立表の配布、その日の昼食献立（おやつ） 提示 1 0 時・3 時のおやつ・昼食を提供
保護者の卒業対策委員会	卒業年度クラスの保護者による、園とは独立した委員会。卒園時の謝恩会・卒園アルバム等の活動
健康診断（園児）	それぞれ、嘱託医による年 2 回の内科検診・年 1 回の歯科検診を行う
健康診断（職員） 新任も	毎年 3 月に全職員嘱託医院による健康診断 及び新任は入所前に健康診断を独自で行う
保育園自己評価表	新年度スタート前に自園を園長が保育園自己評価表にそって評価して次年度の運営に生かした、職員等に反映していく
自己評価	保育士等は、保育計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価・第三者評価を通し、その専門性の向上や保育実践の改善に努めるものとする
職員への内外研修実施状況	職員は、外部研修会への参加及び月 1 回（第 4 土曜日）に内部研修会を実施して保育士のスキルアップに努める
損害賠償保険への加入	1 回に事故につき 2 億円、1 名につき 2 千万円以上の給付金を補償内容とする損害賠償保険に加入します（保険代年間 6 0 0 円）
保育内容に関する相談・苦情窓口	利用者の相談・苦情・要望を「苦情受付担当者」又「第三者委員」が受け確認を行い、保育園は必要な改善や第三者委員の仲介による話し合いなどの対応を行いその結果を利用者と第三者委員に報告するものとする。
個人情報の取扱	保育園が扱う機密保持の重要性を認識し、その適正な保護のため自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドランを遵守し、利用者の個人情報の保護を図る

付則

この重要事項は令和２年４月１日から施行する

この新付則は、(令和２年９月１日追加)

この新付則１３・１４は令和２年９月１日から施行し令和２年９月１日から適用する

１３ 特措法上の感染症「新型インフルエンザ等対策特別措置法第２条に規定する {新型インフルエンザ}」ガイドライン

保育園は、新型インフルエンザ等に対して「保育園における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症の予防や拡大防止に努める。

(参考：別表１・別表２ÀB)

また、「感染対策対応マニュアル」に於いて、感染症の予防や拡大防止に努める。

(参考：「感染対策対応マニュアル」)

１４ 自然災害「風水害」

保育園は風水害に対して（参考：別表３）を作成し対応し、また、非常災害に対して「非常災害対応マニュアル」に基づき、非常災害から園児及び職員の人命の安全の確保を図ることに努める。

(参考：別表３・「非常災害対応マニュアル」)

付則

この重要事項は令和２年９月１日から施行する